

つくば市地域密着型サービス利用者の利用条件に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民等の指定地域密着型サービスの適正な利用を図り、市の介護サービス事業の健全な運営を確保するため、地域密着型サービスを利用するに当たっての条件に関して、基準を定めるものとする。

(対象となる事業所の種類)

第2条 この基準の対象となる指定地域密着型サービス事業所は、次の各号に該当する事業所とする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (2) 夜間対応型訪問介護事業所
- (3) 地域密着型通所介護事業所
- (4) 認知症対応型通所介護事業所
- (5) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 介護予防認知症対応型通所介護事業所
- (11) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- (12) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(利用者の利用条件)

第3条 前条第1号から第5号及び第9号から第11号に該当する事業所(以下、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等」という。)の利用に関する条件は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を利用する者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する者であることとする。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等のサービス利用開始日(以下「利用開始日」という。)において、市に住民登録している本市の被保険者

(2) 利用開始日において、市内の住所地特例対象施設に居住している住所地特例対象被保険者

(3) 他市町村長が市内に所在する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を指定することについて、当該市町村からの協議に基づき市長が同意した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を利用する当該市町村の被保険者

(4) その他市長が適当であると認める者

2 前条第6号から第8号及び第12号に該当する事業所(以下、「認知症対応型共同生活介護事業所等」という。)の利用に関する条件は、認知症対応型共同生活介護事業所等を利用する者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する者であることとする。

(1) 認知症対応型共同生活介護事業所等の利用開始日(以下、「入居日等」という。)において、市への住民登録後3か月を経過している本市の被保険者

(2) 入居日等において、市への住民登録後3か月を経過している市民(以下「当該市民」という。)の3親等以内の親族で、かつ当該市民の住所へ転入し、当該市民からの継続的な支援が見込まれる本市の被保険者

(3) 他市町村長が市内に所在する認知症対応型共同生活介護事業所等を指定することについて、当該市町村からの協議に基づき市長が同意した認知症対応型共同生活介護事業所等を利用する当該市町村の被保険者

(4) 他市町村に所在する住所地特例施設に居住している本市の被保険者であって、入居日等において本市の被保険者である期間が3か月を経過している者

(5) その他市長が適当であると認める者

(利用者の把握)

第4条 認知症対応型共同生活介護事業所等の代表者は、入居者又は入所者につい

ては入居日又は入所日の7日前までに、退居者又は退所者については、退居日又は退所日から7日以内に、地域密着型サービス入退所（居）届出書（様式第1号）により、市長に報告するものとする。

2 市長は、必要に応じて前項の届出の内容について、調査を行うことができるものとする。

（他市町村被保険者の利用について同意を行う条件）

第5条 第3条第1項第3号及び第2項第3号の同意を行う条件は、つくば市介護サービス等事業者の適正な運営の確保に関する基準要綱第5条の規定によるものとする。

（市外の地域密着型サービスの指定に係る同意を求める条件）

第6条 本市の被保険者が市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用を希望するときは、当該事業所の運営に支障がなく、事業所所在地の市町村長の同意が得られる見込みがある場合のみ、指定に係る同意を求めるものとする。

この基準は、平成18年12月5日から実施する。

附 則（平成24年4月1日一部改正）

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成27年12月4日一部改正）

この基準は、平成27年12月4日から実施する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月16日一部改正）

この基準は、令和3年3月16日から実施する。

附 則（令和6年8月16日一部改正）

この基準は、令和6年8月16日から実施する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日一部改正）

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 8 年 9 月 8 日一部改正）

この基準は、令和 8 年 9 月 8 日から実施する。